

重要改正 会社法改正 令和元年12月公布 に対応

改正前規定 の注記アリ!!



傍線が引かれているので……

改正条が すぐわかる

締結は、第二百九十九条第一項の通知に際して、株主に対する電子提供措置をとる旨の定款の定めがない場合は、株主總会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

④ 株式会社参考書類等を交付する場合においては、同項第一項の規定に依り第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとることとする。

(書面交付請求)

第三百五条の五(一) 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第二百九十九条第三項（第三百二十五条の二において準用する場合を含む）の承認を受けた株主を除く）は、株式会社に対し、第三百二十五条の三（第三百二十五条の七において準用する場合を含む）に掲げる事項（以下この条において「電子提供措置事項」といいう）を記載した書面の交付を請求することができる。

② 提供措置をとる場合には、第三百二十五条の三の規定により電子交付請求（以下この条において「書面交付請求」という）をした株主（当該株主が第一項に規定する基準日までに設立された者に限る）に対し、当該株主總会に係る電子提供措置事項を記載した書面を電子交付しなければならない。

③ 株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

④ 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日（当該株主が次項ただし書の規定により異議述べた場合の日を除く）から一日後までの間に、当該書面を述べたときは、株式会社は、当該株主に対し、第一項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議がある場合には、第一項の規定による書面の交付を終了する旨を通知する。

⑤ 「催告期間」（以下この内に異議を述べるべき旨を告示することができる。ただし、催告期間は、一月間を下ること）が前項の規定による通知及び警告を受けた株主が同一書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失うた後だし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

改正条もすぐわかる！